

第72回税理士試験【第一問】

【第一問】 ―50点―

問1 次の【設例】に基づき、以下の【問】に答えなさい。

【設例】

父Xは、令和4年8月に死亡し、子A(大学院に在学)は相続により財産を取得した。子Aが、父Xから生前に取得していた財産は次のとおりであり、贈与税の申告、納付が必要なものについては適法に済ませている。

なお、父X及び子Aは、日本国籍を有しており、日本国外に住所を有していたことはない。また、以下の1～4に掲げる贈与以外の贈与については考慮する必要はない。

- 平成30年11月に、父Xから、現金500万円の贈与を受けた。
- 令和元年5月に、父Xから、土地の贈与(贈与時の時価1,000万円、相続開始時の時価2,500万円)を受け、父Xを特定贈与者として、相続時精算課税の適用を受けた。
- 令和2年10月に、父Xから、米国国債(贈与時の時価2,000万円、相続開始時の時価2,100万円)の贈与を受けた。
- 令和3年4月に、父Xを委託者とする信託受益権(1,000万円)を取得し、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税(租税特別措置法第70条の2の2)の適用を受けた。なお、父Xの相続開始の日における教育資金支出額は500万円であり、子Aは、在学証明書を贈与者の死亡の届出と併せて取扱金融機関に提出している。

【問】

子Aの相続税の計算上、課税価格に加算される財産の価額及び課された贈与税の課税上の取扱いについて、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

問2 次の【設例】に基づき、以下の(1)及び(2)の問に答えなさい。

【設例】

子Bは、平成30年5月に、父Yから非上場会社の株式の贈与(1,000株。贈与時の時価は1株当たり5万円)を受け、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の5)の適用を受けた。父Yは、特例経営贈与承継期間の経過後に死亡した(当該株式の相続開始時の時価は1株当たり10万円)。

- 上記の特例の趣旨と概要について、簡潔に説明しなさい。
- 父Yが死亡した場合における、上記の特例の適用を受けた上記の株式に係る贈与税及び相続税の課税上の取扱いについて、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

TAC・上級演習第7回【第一問】

<TAC>無断複写・複製を禁じます(税22)

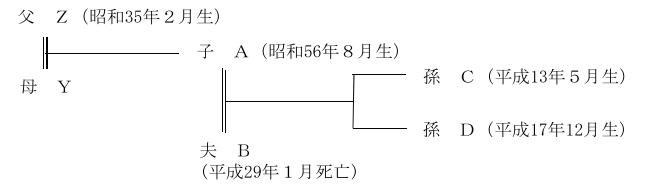
相上⑦

【第一問】 ―50点―

問1 相続税法上の贈与税の期限内申告について説明しなさい。

問2 次の設例の父Zからの贈与について、相続時精算課税に関する以下の(1)から(3)までの問に答えなさい。なお、解答に当たっては、贈与税の期限内申告については説明を要しない。

【設例】



- 平成29年4月 父Zは子Aに対して上場株式(贈与時の相続税評価額1,000万円)を贈与した。
- 令和4年3月 父Zは子Aに対して土地(贈与時の相続税評価額3,000万円)を贈与した。
- 令和4年9月 父Zは孫Dに対して日本国債(贈与時の相続税評価額2,800万円)を贈与した。
- 令和4年11月 子Aが死亡。子Aの相続において、孫C及び孫Dは適法に相続を放棄した。
- 令和6年8月 父Zが死亡。遺産はすべて父Zの相続人が取得し、いずれの者も納付すべき相続税が算出されている。
- 親族図に図示する者は、いずれも日本国外に住所を有していたことはない。また、上記①から③の贈与以外の贈与は行われていない。

- 相続時精算課税を選択適用できる者とその財産を示しなさい。また、その理由となる規定を挙げて説明しなさい。
- (1)の者が相続時精算課税を選択適用する際の手続きについて説明しなさい。また、その手続きを行う者を示しなさい。
- (1)の者が相続時精算課税の適用を受けた場合における、父Zの相続における相続税額の計算上の取扱いについて説明しなさい。

第72回税理士試験【第一問】

〔第一問〕 ―50点―

問1 次の【設例】に基づき、以下の【問】に答えなさい。

〔設例〕

父Xは、令和4年8月に死亡し、子A(大学院に在学)は相続により財産を取得した。子Aが、父Xから生前に取得していた財産は次のとおりであり、贈与税の申告、納付が必要なものについては適法に済ませている。

なお、父X及び子Aは、日本国籍を有しており、日本国外に住所を有していたことはない。また、以下の1～4に掲げる贈与以外の贈与については考慮する必要はない。

- 1 平成30年11月に、父Xから、現金500万円の贈与を受けた。
- 2 令和元年5月に、父Xから、土地の贈与(贈与時の時価1,000万円、相続開始時の時価2,500万円)を受け、父Xを特定贈与者として、相続時精算課税の適用を受けた。
- 3 令和2年10月に、父Xから、米国国債(贈与時の時価2,000万円、相続開始時の時価2,100万円)の贈与を受けた。
- 4 令和3年4月に、父Xを委託者とする信託受益権(1,000万円)を取得し、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税(租税特別措置法第70条の2の2)の適用を受けた。なお、父Xの相続開始の日における教育資金支出額は500万円であり、子Aは、在学証明書を贈与者の死亡の届出と併せて取扱金融機関に提出している。

〔問〕

子Aの相続税の計算上、課税価格に加算される財産の価額及び課された贈与税の課税上の取扱いについて、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

問2 次の【設例】に基づき、以下の(1)及び(2)の問に答えなさい。

〔設例〕

子Bは、平成30年5月に、父Yから非上場会社の株式の贈与(1,000株。贈与時の時価は1株当たり5万円)を受け、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の5)の適用を受けた。父Yは、特例経営贈与承継期間の経過後に死亡した(当該株式の相続開始時の時価は1株当たり10万円)。

- (1) 上記の特例の趣旨と概要について、簡潔に説明しなさい。
- (2) 父Yが死亡した場合における、上記の特例の適用を受けた上記の株式に係る贈与税及び相続税の課税上の取扱いについて、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

TAC・ファイナルチェック第1回【第一問】

<TAC>無断複写・複製を禁じます(税22)

相フ①

〔第一問〕 ―50点―

問1 相続税法に規定する相続税の期限後申告の特則、修正申告の特則及び更正の請求の特則について説明しなさい。

問2 次の設例に基づき、次の(1)及び(2)について説明しなさい。

〔設例〕

非上場会社であるX株式会社(以下「X社」という。)の代表者であった贈与者甲は、令和4年4月20日に、所有するX社の株式のすべてを長男乙に贈与した。

長男乙は贈与者甲から取得したX社株式について租税特別措置法第70条の7の5に規定する非上場株式についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けた。

- (1) 長男乙が適用を受けた贈与税の納税猶予についてその概要と適用を受けるための手続きについて説明しなさい。
- (2) 長男乙の死亡以前に贈与者甲が死亡した場合の猶予されていた贈与税の取り扱い及びその場合の手続きについて説明しなさい。

第72回税理士試験【第二問】

- (2) 家屋Hは、養子Aに遺贈する。

家屋H(固定資産税評価額 20,000,000 円)は、上記(1)の宅地Gの上に存する建物である。

なお、相続開始の直前において、前妻丙と養子Aの家族の居住の用に供されており、被相続人甲への家賃等の支払はなかった。

- (3) 宅地Iは、養子Aに遺贈する。

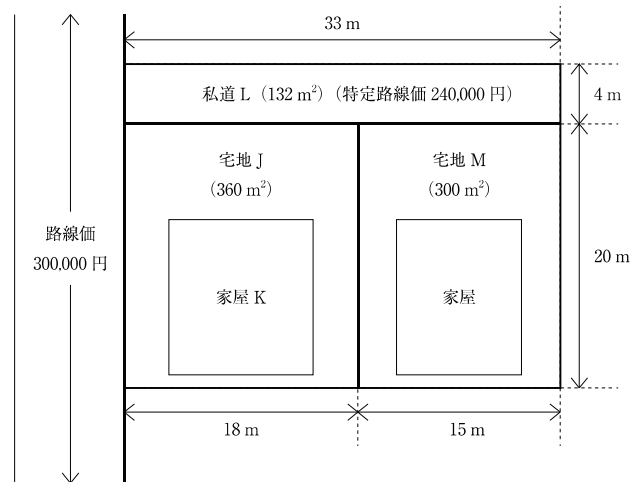
宅地Iは、路線価地域(普通住宅地区)に所在し、その地形等は上記(1)のとおりである。

なお、宅地Iは全て、孫Dの所有する居住用建物の敷地として使用されており、被相続人甲への地代等の支払はなかった。

- (4) 宅地Jは、長女Bと次女Cに2分の1ずつ遺贈する。

宅地Jは、路線価地域(普通住宅地区)に所在し、その地形等は次のとおりである。

なお、宅地Jは全て、以下の(5)の家屋Kの敷地として使用されている。



- (5) 家屋Kは、長女Bと次女Cに2分の1ずつ遺贈する。また、家屋Kには終身の配偶者居住権を設定し、配偶者乙に遺贈する。

家屋K(固定資産税評価額 32,000,000 円)は、被相続人甲と配偶者乙の居住の用に供されていた。なお、家屋Kの建築日は平成26年(2014年)9月28日で、構造は木造(耐用年数省令に定める住宅用の耐用年数22年)である。配偶者乙の平均余命に基づく存続年数は15年とし、存続年数に応じた法定利率による複利現価率は0.642として計算するものとする。

- (6) 私道Lの共有持分5分の1は、長女Bと次女Cに2分の1ずつ遺贈する。

私道Lは、路線価地域(普通住宅地区)に所在しており、袋小路状になっており、私道Lに隣接する宅地を利用している者のみの通行の用に供されている。また、この私道Lには特定路線価が設定されている。

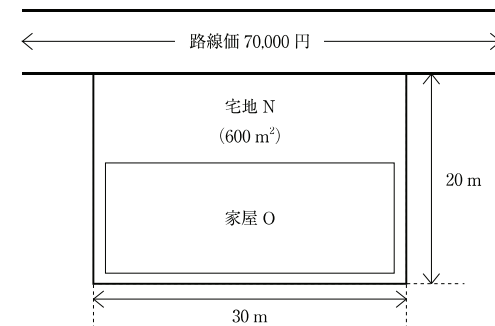
- (7) 宅地Mは、長女Bと次女Cに2分の1ずつ遺贈する。

宅地Mは、被相続人甲が令和元年6月1日に賃貸借契約により知人に貸し付けており、知人は建物を建て、自己の居住の用に供していた。

- (8) 宅地Nは、長女Bに遺贈する。

宅地Nは、路線価地域(普通商業・併用住宅地区)、三大都市圏及び都市計画法に規定する工業地域に所在しており、その地形等は次のとおりである。

なお、宅地Nは全て、以下の(9)の家屋Oの敷地として使用されており、都市計画法に規定する市街化調整区域には所在しておらず、容積率は200%となっている。



TAC・実力完成答練第6回【第二問】

<TAC>無断複写・複製を禁じます（税22）

相実完答⑥

（注6） 養子E及び養子Fは、被相続人甲の孫であるが、出生と同時に被相続人甲及び配偶者乙と適法に養子縁組している。

（注7） 養子A'は、令和2年（2020年）12月30日に死亡しているが、養子A'の相続に関して相続税の課税関係は生じていない。

3 被相続人甲の遺産に関して判明している事項は次のとおりである。これらの遺産については、令和4年8月10日に共同相続人間で適法に分割の協議が行われ、各相続人は、次のとおり財産を取得した。

なお、遺産のうち株式会社P社の株式については、被相続人甲が適法な手続きにより作成した公正証書遺言により、子Aに遺贈されており、子Aは遺贈の放棄をしていない。遺贈された株式数及び株価については、後記(5)のとおりである。

（注1） 宅地及び建物は、すべて借地権割合60%、借家権割合30%である地区に所在するものとする。

（注2） 株式を取得した者は、課税時期においてその株式に関する権利が生じている場合には、その権利も取得しているものとする。

(1) 宅地H（198㎡）及び私道I（55㎡の持分2分の1）並びにその上に存する建物Jは、配偶者乙が取得する。

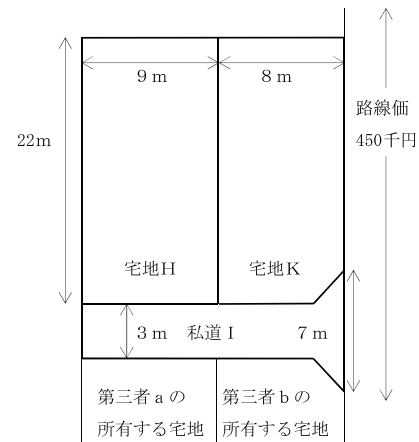
宅地Hは、路線価地域（普通住宅地区）に所在し、その地形等は、次のとおりである。

この宅地の上には被相続人甲所有の建物Jがあり、被相続人甲並びに甲と生計を一にする配偶者乙、子A及び孫Dが居住の用に供していた。しかし、相続開始後に被相続人甲以外の者は全て転居し、この建物を第三者に月額180,000円で賃貸している。この建物の固定資産税評価額は3,000,000円である。

また、私道Iは、宅地Hと第三者aの所有する宅地の利用者のみが利用する私道で、被相続人甲と第三者aが持分2分の1ずつで所有していたものである。なお、配偶者乙からの特定路線価の申請に基づき、所轄税務署長より1㎡当たり120,000円との通知が来ている。

<TAC>無断複写・複製を禁じます（税22）

相実完答⑥



(2) 宅地K（174㎡）及びその上に存する建物Lは、養子Cが取得する。

宅地Kは、路線価地域（普通住宅地区）に所在し、その地形等は(1)を参照すること。

この宅地の上にある建物Lは被相続人甲所有の3階建てのビルで、1階部分は平成20年から被相続人甲が経営していたパン屋の店舗、2階部分は平成25年から貸店舗及び3階部分はパン屋の従業員の寄宿舎の用に供されており、各階の床面積は90㎡（合計270㎡）である。なお、この建物の固定資産税評価額は24,000,000円である。また、被相続人甲の営んでいたパン屋は養子Cが引き継いだ。Cは相続税の申告期限までにパン屋の一部（床面積の3分の1）を改装し飲食店に転業している。2階の貸店舗は養子Cが引き継ぎ、相続税の申告期限においても貸し付けられている。

(3) 宅地M（275㎡）及びその上に存する建物Nは、孫Dが取得する。

宅地Mは、路線価地域（普通住宅地区）に所在し、その地形等は、次のとおりである。

この宅地の上には被相続人甲所有の建物Nがあり、平成29年から子Aが営む建設業の本店の用に供されていた（使用貸借）。なお、この建物の固定資産税評価額は12,000,000円である。子Aは相続税の申告期限においてもこの建物を建設業の本店の用に供している。

第72回税理士試験【第二問】

- (5) 家屋Kは、長女Bと次女Cに2分の1ずつ遺贈する。また、家屋Kには終身の配偶者居住権を設定し、配偶者乙に遺贈する。

家屋K(固定資産税評価額32,000,000円)は、被相続人甲と配偶者乙の居住の用に供されていた。なお、家屋Kの建築日は平成26年(2014年)9月28日で、構造は木造(耐用年数省令に定める住宅用の耐用年数22年)である。配偶者乙の平均余命に基づく存続年数は15年とし、存続年数に応じた法定利率による複利現価率は0.642として計算するものとする。

- (6) 私道Lの共有持分5分の1は、長女Bと次女Cに2分の1ずつ遺贈する。

私道Lは、路線価地域(普通住宅地区)に所在しており、袋小路状になっており、私道Lに隣接する宅地を利用している者のみの通行の用に供されている。また、この私道Lには特定路線価が設定されている。

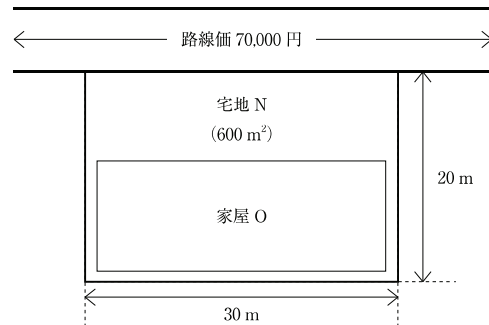
- (7) 宅地Mは、長女Bと次女Cに2分の1ずつ遺贈する。

宅地Mは、被相続人甲が令和元年6月1日に賃貸借契約により知人に貸し付けており、知人は建物を建て、自己の居住の用に供していた。

- (8) 宅地Nは、長女Bに遺贈する。

宅地Nは、路線価地域(普通商業・併用住宅地区)、三大都市圏及び都市計画法に規定する工業地域に所在しており、その地形等は次のとおりである。

なお、宅地Nは全て、以下の(9)の家屋Oの敷地として使用されており、都市計画法に規定する市街化調整区域には所在しておらず、容積率は200%となっている。



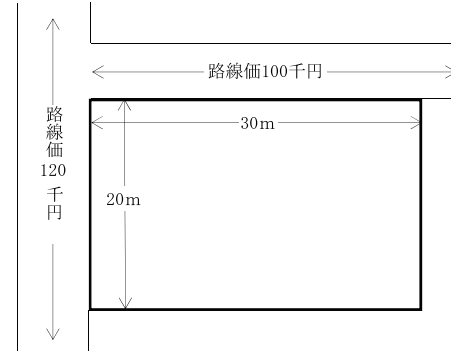
TAC・上級演習第10回【第二問】

<TAC>無断複写・複製を禁じます(税22)

相上®

- ② F町所在の宅地(600㎡)は、配偶者乙へ遺贈する。

この宅地は、路線価地域(普通住宅地区、借地権割合60%、借家権割合30%)に所在しており、地積規模の大きな宅地(都市計画法に規定する要件は、すべて満たしている。)に該当する。配偶者乙は相続税の申告期限においてもこの宅地を有している。



- ③ F町所在の家屋(固定資産税評価額20,000,000円)は、配偶者乙へ遺贈する。

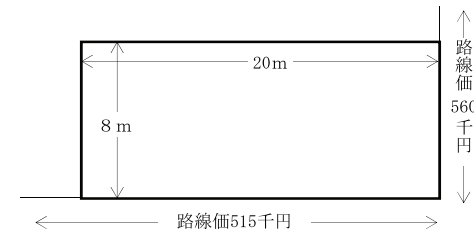
この家屋は、②の宅地の上に建てられているもので、被相続人甲及び生計を一にする配偶者乙、子A、夫A'及び孫Cが居住の用に供していたものである。

- ④ F町所在の宅地に設置された庭園設備及び塀は、配偶者乙が取得する。

この庭園設備の造園に要した費用は10,000,000円、調達価額は14,000,000円である。また、塀は石造りで、その施工に要した費用は9,000,000円、再建築価額は20,000,000円、課税時期における経過年数に応ずる減価の額は9,200,000円である。

- ⑤ G市所在の宅地(160㎡)は、子Aへ遺贈する。

この宅地は、容積率200%の路線価地域(普通住宅地区、借地権割合60%、借家権割合30%)に所在し、そのうち58㎡は都市計画道路予定地(都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設のうち道路の予定地をいう。)である。子Aは、相続税の申告期限においてもこの宅地を所有している。



第72回税理士試験【第二問】

ト P 社の課税時期における貸借対照表上の資産及び負債の額は、次のとおりである。

(単位：円)

	相続税評価額	帳簿価額	摘要
資産の部(合計額)	1,300,000,000	1,200,000,000	(注)
負債の部(合計額)	660,000,000	650,000,000	

(注) 令和 3 年 9 月期に取得した建物(相続税評価額 80,000,000 円、課税時期における通常の取引価額 120,500,000 円)が相続税評価額に含まれている。

チ 類似業種比準価額の計算上の業種目及び業種目別株価等は次のとおりである。

(単位：円)

業種目	B 配当 金額	C 利益 金額	D 簿価 純資 産価 額	A (株価)【上段：各月の株価、下段：課税 時期の属する月以前 2 年間の平均株価】			
				令和 3 年 平均	令和 4 年 3 月分	令和 4 年 4 月分	令和 4 年 5 月分
輸送用機械器具 製造業	7.3	38	380	244	244	238	259
自動車・同附 属品製造業	8.2	40	429	241	244	236	257

(11) Q 社株式 20,000 株は、次女 C に遺贈する。

この株式は、東京証券取引所に上場することが予定されている株式で、その内容は次のとおりである。

イ 上場日	令和 4 年 6 月 24 日
ロ 直前期末における 1 株当たりの類似業種比準価額	1,250 円
ハ 直前期末における 1 株当たりの配当還元価額	500 円
ニ 1 株当たりの公開価格	1,930 円

TAC・上級演習第12回【第二問】

< T A C > 無断複写・複製を禁じます (税22)

相上⑫

(6) 家屋 H (600㎡) は、配偶者乙が取得する。

上記 (5) の借地権 H の上に建てられている家屋で、固定資産税評価額は 20, 000, 000 円であり、平成 8 年 2 月から賃貸用共同住宅 (全 10 室、各室の床面積は 45㎡) として利用されている。なお、この住宅の貸付について、敷金の授受はなく、相続開始日現在において家賃の未収はなく、課税時期において 2 室が空室 (一時的なものとは認められない。) となっている。また、相続税の申告期限までに配偶者乙は貸付事業を引き継いでおり、同期限においても上記 (5) の借地権及びこの家屋を所有しており、8 室を貸し付けている。

(7) I 株式会社の株式 50, 000 株は、配偶者乙が取得する。

この株式は、東京証券取引所の第一部に上場されている株式で、その株価等の状況は、次のとおりである。

① 株価の状況	
令和 4 年 6 月 20 日の最終価格	2, 469 円
令和 4 年 6 月 21 日の最終価格	休 日
令和 4 年 6 月 22 日の最終価格	休 日
令和 4 年 6 月 23 日の最終価格	2, 471 円
令和 4 年 6 月の毎日の最終価格の月平均額	2, 472 円
令和 4 年 5 月の毎日の最終価格の月平均額	2, 820 円
令和 4 年 5 月 1 日から 21 日までの毎日の最終価格の月平均額	2, 958 円
令和 4 年 5 月 22 日から 31 日までの毎日の最終価格の月平均額	2, 476 円
令和 4 年 4 月の毎日の最終価格の月平均額	2, 964 円
② 株式の分割 (無償交付) の基準日	令和 4 年 5 月 23 日
③ 株式の分割 (無償交付) の方法	1 株を 1. 2 株に分割 (1 株に対して 0. 2 株を交付)
④ 権利落の日	令和 4 年 5 月 22 日

(8) J 株式会社 (以下「J 社」という。) の株式 15, 000 株は、配偶者乙が取得する。

J 社は、課税時期現在、東京証券取引所の第二部に上場の申請を行っており、公開価格は 1 株 2, 200 円である。また、J 社の株式を取引相場のない株式であるとした場合の課税時期の相続税評価額は 1 株 2, 100 円である。